



我が国の経済連携協定の概要

2015年11月30日
横浜税関業務部

我が国の経済連携協定の概要

1. 経済連携協定(EPA)とは

- ・WTO、EPA／FTAの関係

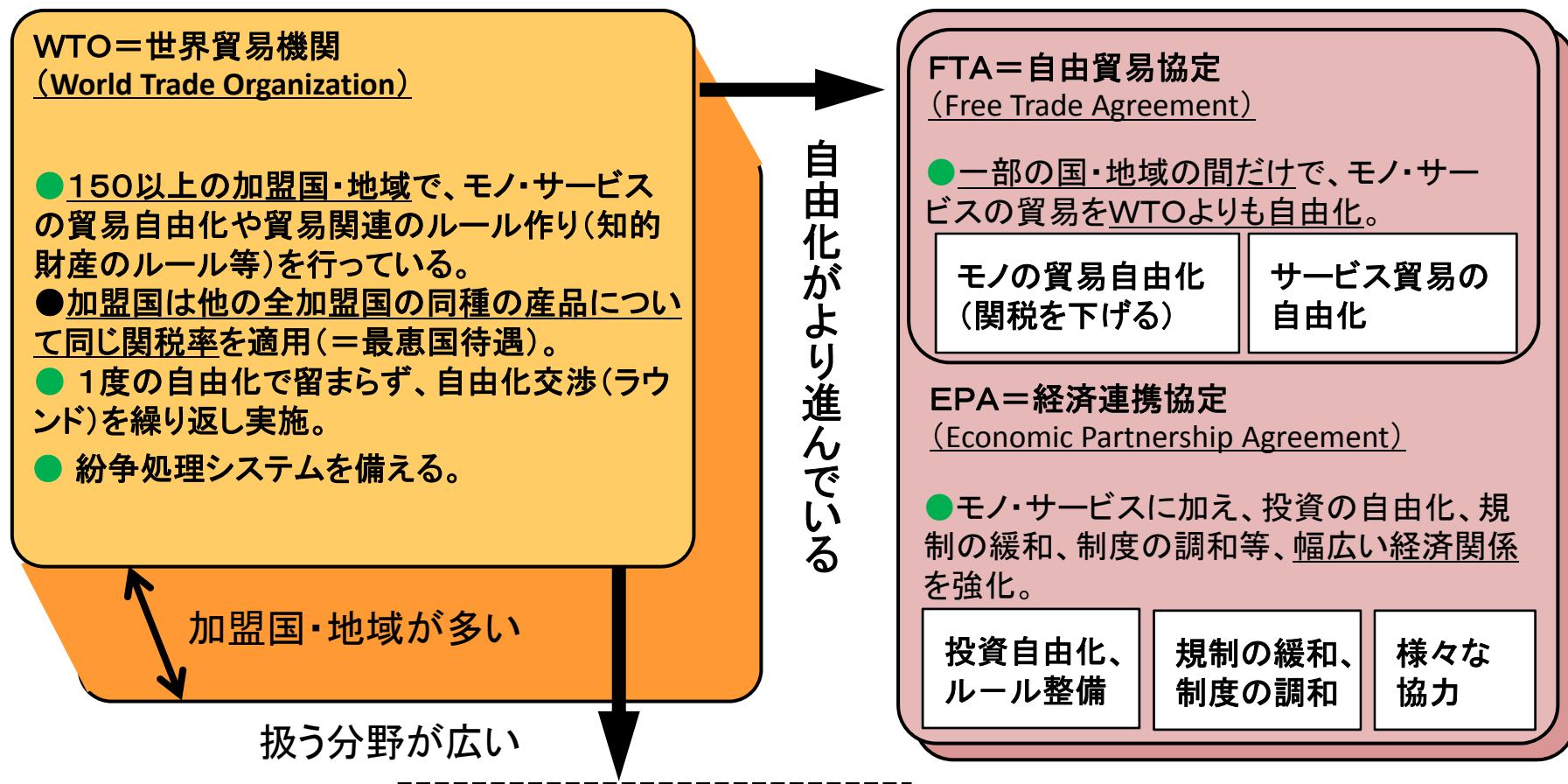
2. 各国とのEPA進捗状況

- ・日本の貿易総額に占める国・地域別割合

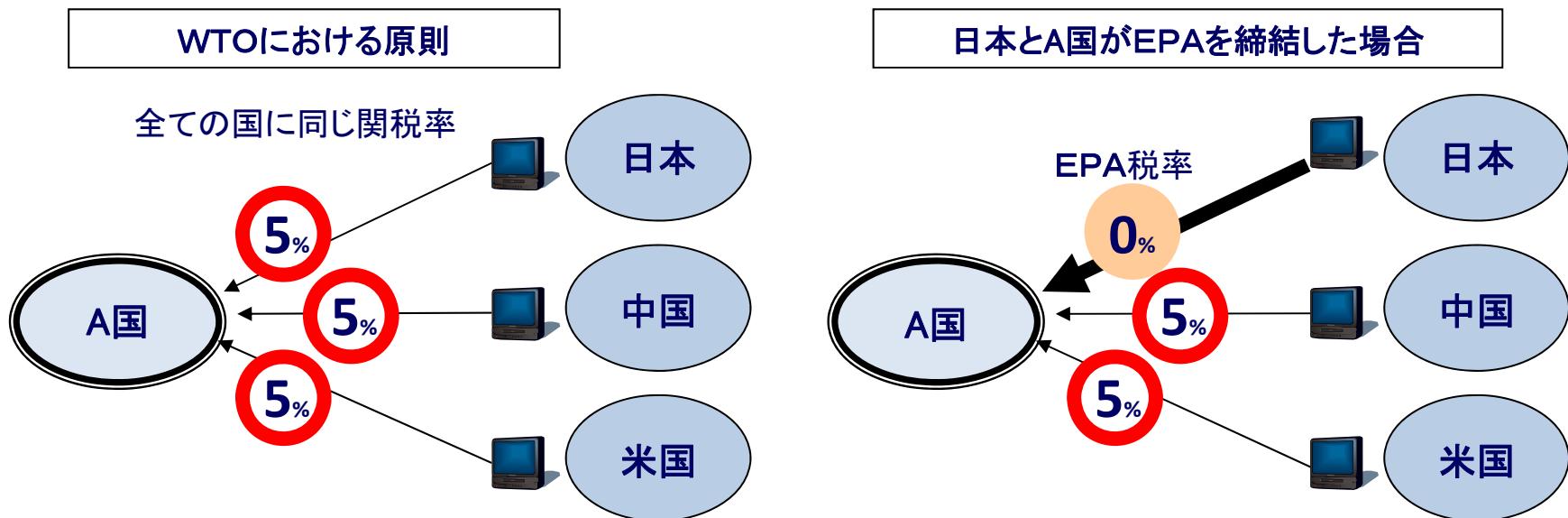
3. 関税上の特恵待遇

経済連携協定(EPA)とは

WTO、EPA／FTAの関係



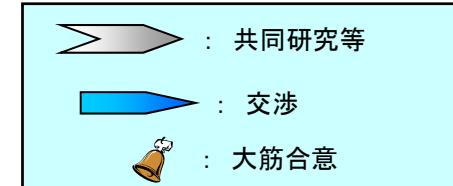
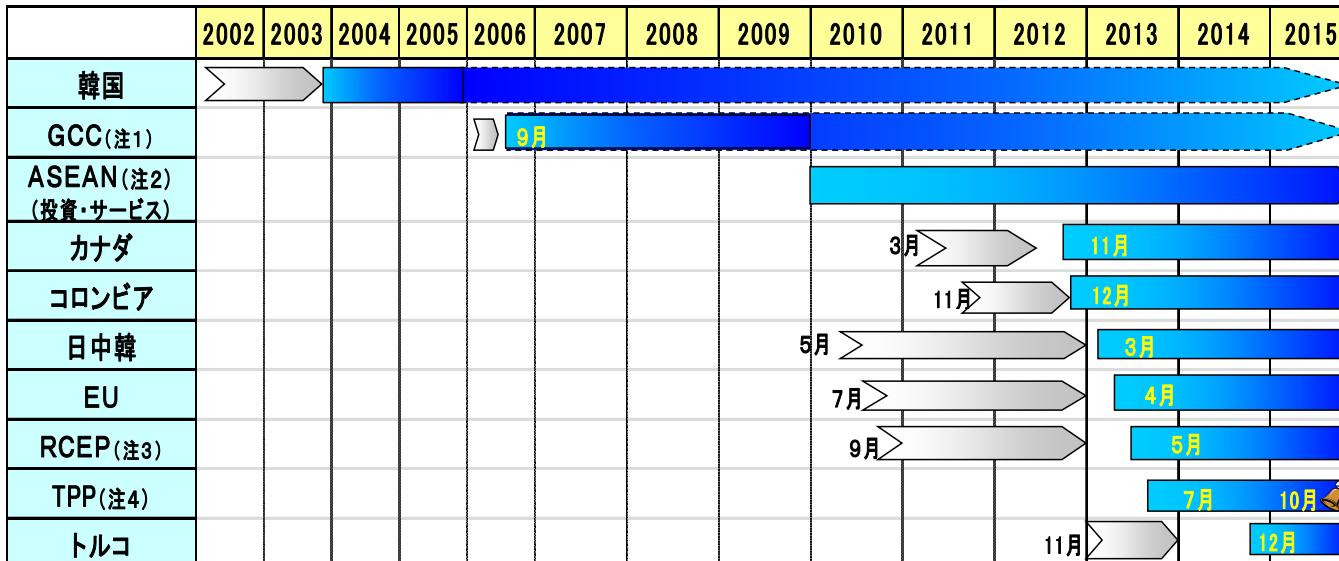
WTO、EPA／FTAの関係



各国とのEPA進捗状況

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで14のEPAを発効

各国とのEPAの進捗状況



(注1)GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)；2009年以降、交渉延期

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ)：豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、メキシコ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム(計12か国)

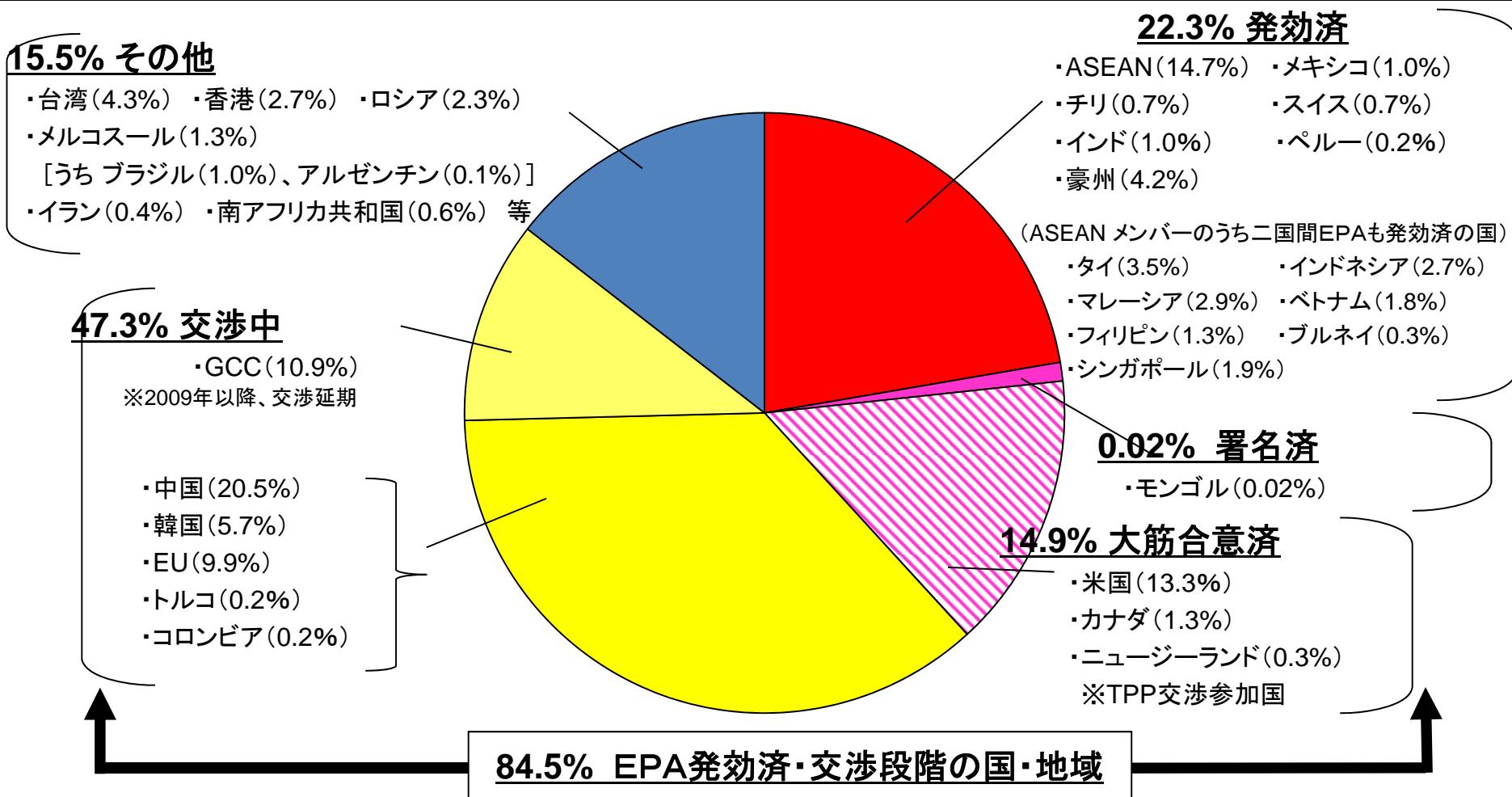
※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)
マレーシア	2006年 7月発効
チリ	2007年 9月発効
タイ	2007年11月発効
インドネシア	2008年 7月発効
ブルネイ	2008年 7月発効

ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効
フィリピン	2008年12月発効
スイス	2009年 9月発効
ベトナム	2009年10月発効
インド	2011年 8月発効
ペルー	2012年 3月発効
豪州	2015年 1月発効
モンゴル	2015年 2月署名 (未発効)

これらの国との貿易について
EPA税率の適用が可能

日本の貿易総額に占める国・地域別割合



【参考】主要国のFTA比率^(注)(2015年6月現在 発効・署名済のもの)

日本:22%、米国:40%、EU:30%、韓国:62%、中国:30%

(注)FTA比率:FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典)貿易額は、日本は財務省貿易統計(2014年)、他国はIMF Direction of Trade Statistics(2014年)より作成。

関税上の特恵待遇

貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率(特恵税率)が適用されること

- 一般特恵(GSP: Generalized System of Preferences)税率
開発途上国の原産品に対して、一般の関税率よりも低い関税(一般特恵税率)を適用。
- 経済連携協定(EPA:Economic Partnership Agreement)特恵税率
EPA相手国の原産品に対して、一般の関税率よりも低い関税(EPA特恵税率)を適用。



特恵制度では、相手国を原産地とする貨物
(相手国の原産品)に対してのみ特恵待遇を与える。